

# サービス・給付の保障、計画的な提供体制の確保

## （サービスの基盤整備）

	児童福祉法 次世代育成支援対策推進法	介護保険法	障害者自立支援法
市町村	<p>保育の実施（児福法第24条）</p> <p>市町村行動計画の策定（次世代法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年ごとに作成</li> <li>・保育サービス等の整備目標を策定</li> </ul> <p>（市町村保育計画の策定（児福法第56条の8）〔待機児童が50人以上の市町村〕）</p>	<p>介護保険（保険給付、地域支援事業等）の実施（第3条、第115条の4等）</p> <p>市町村介護保険事業計画の策定（第117条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年ごとに作成</li> <li>・介護サービス量の見込み</li> <li>・見込量の確保のための方策</li> </ul> <p>この計画をもとに介護保険料を設定（第129条）</p>	<p>自立支援給付・地域生活支援事業の実施（第2条、第77条）</p> <p>市町村障害福祉計画の策定（第88条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年ごとに作成</li> <li>・障害福祉サービスの需要見込み</li> <li>・サービス見込み量の確保のための方策</li> </ul> <p>計画の期間については、基本指針において規定</p>
都道府県	<p>都道府県行動計画の策定（次世代法第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年ごとに作成</li> <li>・保育サービス等の整備目標を策定</li> </ul> <p>（都道府県保育計画の策定（児福法第56条の9）〔待機児童が50人以上の市町村のある都道府県〕）</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の策定（第118条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年ごとに作成</li> <li>・市町村の計画を踏まえた介護サービス量の見込み</li> </ul>	<p>都道府県障害福祉計画の策定（第89条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年ごとに作成</li> <li>・障害福祉サービスの需要見込み</li> <li>・サービス見込み量の確保のための方策</li> </ul> <p>計画の期間については、基本指針において規定</p>
国	<p>行動計画策定指針の策定（次世代法第7条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村行動計画の作成に当たり参酌すべき標準を提示</li> </ul> <p>子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）において、保育サービス等の整備の数値目標を提示。</p>	<p>基本指針の策定（第116条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が介護サービス量を見込むに当たり参酌すべき標準を提示</li> </ul>	<p>基本指針の策定（第87条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標の設定と目標達成のために必要なサービス見込み量の設定</li> </ul>

# 計画に基づくサービスの基盤整備

○国の基本方針を踏まえ、市町村が計画を策定し、計画に則った基盤整備を実施

## 介護保険制度

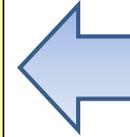
### 国の基本指針

- 介護サービスを提供する体制の確保に関する基本的な事項等
- 介護サービス量を見込むに当たり参酌すべき標準等



### 市町村介護保険事業計画

- 目標値の設定
  - 日常生活圏域の設定
  - 介護サービス量の見込み
    - ・地域密着型(介護予防)サービス
    - ・その他介護給付等対象サービス(介護給付・予防給付)
  - 見込量の確保のための方策 等
- ※3年ごとに計画を策定(義務付けあり)



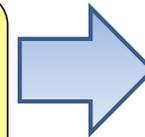
### 都道府県介護保険事業支援計画

- 目標値の設定
  - 市町村計画を踏まえて介護サービス量の見込み
  - 介護サービス情報の公表
  - 人材の確保・資質の向上 等
- ※3年ごとに計画を策定(義務付けあり)

## 障害者自立支援法

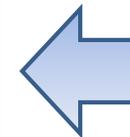
### 国の基本指針

- 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 地域生活移行や就労支援に関する数値目標の設定等



### 市町村障害福祉計画

- 目標値の設定
  - 区域(圏域)の設定
  - サービス量の見込み
    - ・指定障害福祉サービス
    - ・指定相談支援事業
    - ・地域生活支援事業
  - 見込量の確保のための方策
- ※3年ごとに計画を策定(義務付けあり)



### 都道府県障害福祉計画

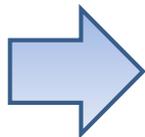
- 目標値の設定
  - 市町村計画を踏まえてサービス量の見込み
  - 人材の確保・資質の向上
  - 事業者の第三者評価
  - その他(権利擁護等)
- ※3年ごとに計画を策定(義務付けあり)

## 子ども・子育て新システムの場合のイメージ

市町村(※)が事業計画の策定主体となる場合のイメージ。※幼保一体化との関係で、計画策定者を都道府県とする案も考えられる。

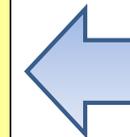
### 国の基本指針

- サービス量を見込むに当たり参酌すべき標準を示す
  - ・目標値の設定
  - ・サービスの見込量
  - ・見込量確保のための方策



### 市町村新システム事業計画(仮称)

- 目標値の設定
  - 日常生活圏域の設定
  - サービス量の見込み
    - ・こども園(仮称)
    - ・多様な保育サービス
    - ・地域の子育て支援事業 等
  - 見込量の確保のための方策
- ※5年ごとに計画を策定  
(現行の次世代法は5年ごとに計画策定)



### 都道府県新システム事業支援計画(仮称)

- サービス情報の公表
  - 人材の確保・資質の向上
  - その他(社会的養護等)
- ※5年ごとに計画を策定(次世代法と同様)

論点: 事業計画策定の義務付けをするか。

(地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)においては、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進める」とされている。)

# 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ等における 各団体等からの国、都道府県、市町村の役割についての意見

本資料は、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ及び子ども・子育て新システムの基本的方向に関する意見交換会において、各団体等から提出された資料から国、都道府県、市町村の役割に関係する箇所を抜粋したもの。

国	<p><b>【総論】</b></p> <p>国の責務で、新たな次世代育成支援施策の具体化とそのための財源確保をはかることが不可欠。【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）</p> <p>地方自治体間の格差の是正も重要な課題。地域主権を進めるのであれば、あわせて財政逼迫状況にある地方自治体の基盤整備等について、国が費用保障する仕組みが必要。【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）</p> <p>現物給付については、生活拠点である基礎自治体の実施責任を負い、国は最低基準（ナショナルミニマム）を根拠にその財源を保障する。現行認可外の多様な保育サービスについては、一定の実施基準を設け、その基準に沿って財源（公費投入）を保障する。【中島政策局長（日本労働組合連合）】 意見交換会（平成22年6月10日）</p> <p>「現金給付は国、サービス給付は地方」の観点から、サービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当すべき。【全国知事会】 意見交換会（平成22年6月10日）</p> <p>国による子育て支援サービスの「質の向上」に向けた関与や責務は引き続き求められるものである。また、往々にして、地域主権改革と一般財源化がセットで捉えられることもあるが、地域主権改革が、財政的な面での国の責任・責務の縮減を前提とするものではない。【清原三鷹市長（全国市長会）】 意見交換会（平成22年6月10日）</p> <p>現物給付は地方、子ども手当を含む現金給付は国が担うべき。地域主権改革の観点から、子育て支援策の実施において市町村が中心的役割を担う方向での検討が必要。【齋藤部会長（全国町村会）】 意見交換会（平成22年6月10日）</p>
---	---

**【保育の提供体制の確保】**

現状は、遺憾ながら不適切な保育所経営や保育環境も現存している。子どもの育ちを保障するために、国の責任において、不適切な参入の規制や問題解決の指導を強化することが必要。

【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）

保育を切実に必要としている子ども（家庭において日中の養育ができない、あるいは困難な子ども）の保育を必要量整備することは国および市町村の責任とすべき。【普光院代表（保育園を考える親の会）】 意見交換会（平成22年6月4日）

**【保育の質の確保】**

保育の認定、入所決定に関する判定基準を、各市町村で格差が広がらないように、国がガイドラインを定めることが必要。また、公的保育契約に記載する事項や、利用者負担のあり方等について、国として示す必要がある。【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）

国は、子どもの命および発達を保障する最低基準をナショナルミニマムとして全国に確保する責任をもち、自治体は国の基準を上回る水準を確保すべく努力すべきことを、法律に明記すべき。【普光院代表（保育園を考える親の会）】 意見交換会（平成22年6月4日）

国

きめ細かい子育て支援を実現するための権限移譲等。地域の実情に応じたきめ細やかな対応を支援するため、施設整備基準（施設の広さ）などに対する国から地方への権限移譲を進めるべき。【東京商工会議所】 意見交換会（平成22年6月10日）

**【総論】**

住民ニーズや地域の実情を踏まえ子育て環境を整備、地方自治体の裁量拡大。【高尾部会長（日本経団連）】 作業G（平成22年4月7日）

「現金給付は国、サービス給付は地方」の観点から、サービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当すべき。【全国知事会】 意見交換会（平成22年6月10日）(再掲)

現物給付は地方、子ども手当を含む現金給付は国が担うべき。地域主権改革の観点から、子育て支援策の実施において市町村が中心的役割を担う方向での検討が必要。【齋藤部会長（全国町村会）】 意見交換会（平成22年6月10日）(再掲)

**【保育の質の確保】**

市町村もしくは都道府県は、域内の保育施設を指導監督する責任をもち、不適切施設に対して認可もしくは指定を取り消す権限を有し、利用者等からの苦情や紛争についても、子どもの最善の利益の観点から、市町村が相談を受け必要に応じ介入すること。加えて、運営の詳細な情報を開示することを施設に義務づけ、これを利用者等に提供することを市町村もしくは都道府県の責任とすべき。【普光院代表（保育園を考える親の会）】 意見交換会（平成22年6月4日）

きめ細かい子育て支援を実現するための権限移譲等。地域の実情に応じたきめ細やかな対応を支援するため、施設整備基準（施設の広さ）などに対する国から地方への権限移譲を進めるべき。【東京商工会議所】 意見交換会（平成22年6月10日）(再掲)

**【広域調整】**

地方が地域の実情に応じたサービス給付を責任持って確実に提供するには、財政面やサービス水準の確保などの観点から、都道府県が、保育所の広域入所に係る調整、病児・病後児保育に係る調整などの広域調整や、専門性、先進性のある取組等において役割を果たすことが不可欠である。このような都道府県の役割を明確にしたうえで、国・県・市町村の財政負担のあり方を議論することが必要。【全国知事会】 意見交換会（平成22年6月10日）

**【総論】**

住民ニーズや地域の実情を踏まえ子育て環境を整備、地方自治体の裁量拡大。【高尾部会長（日本経団連）】 作業G（平成22年4月7日）（再掲）

きめ細かい子育て支援を実現するための権限移譲等。地域の実情に応じたきめ細やかな対応を支援するため、施設整備基準（施設の広さ）などに対する国から地方への権限移譲を進めるべき。【東京商工会議所】 意見交換会（平成22年6月10日）（再掲）

「現金給付は国、サービス給付は地方」の観点から、サービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体で担当すべき。【全国知事会】 意見交換会（平成22年6月10日）（再掲）

現物給付は地方、子ども手当を含む現金給付は国が担うべき。地域主権改革の観点から、子育て支援策の実施において市町村が中心的役割を担う方向での検討が必要。【齋藤部会長（全国町村会）】 意見交換会（平成22年6月10日）（再掲）

**【保育の提供体制の確保】**

市町村の次世代育成支援後期行動計画において、保育の量と質の確保を図るとともに、基幹的な保育所と多様な保育サービス（小規模保育所・分園、家庭的保育事業）等が、連携・協働するシステムを導入するべき。【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）

過疎の地域において、「指定」事業者がない場合に、公的保育保障のために、市町村の責任において、公立保育所や私立認可保育所が保育等事業を運営できる仕組み（公的保育の保障）を設けるべき。【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）

市町村の実施責任の強化、条件整備の義務づけをすべき。【真田事務局長（全国学童保育連絡協議会）】 作業G（平成22年4月1日）

保育を切実に必要としている子ども（家庭において日中の養育ができない、あるいは困難な子ども）の保育を必要量整備することは国および市町村の責任とすべき。【普光院代表（保育園を考える親の会）】 意見交換会（平成22年6月4日）（再掲）

**【保育の質の確保】**

直接契約下で、低い質、トラブルなどが「民民の問題」になってしまわないしくみに。市町村の責任を明確に（量・質への責任、指導監督の強化）。【普光院代表（保育園を考える親の会）】 作業G（平成22年3月17日）

保育の質を維持・向上させるため、施設長と保育士等職員に対する研修の実施等についても、市町村の責務として実施するべき。【小川会長（全国保育協議会）】 作業G（平成22年3月29日）

市  
町  
村

市 町 村	<p><b>【保育の質の確保】(承前)</b> 市町村もしくは都道府県は、域内の保育施設を指導監督する責任をもち、不適切施設に対して認可もしくは指定を取り消す権限を有し、利用者等からの苦情や紛争についても、子どもの最善の利益の観点から、市町村が相談を受け必要に応じ介入すること。加えて、運営の詳細な情報を開示することを施設に義務づけ、これを利用者等に提供することを市町村もしくは都道府県の責任とすべき。【普光院代表(保育園を考える親の会)】 意見交換会 (平成22年6月4日)(再掲)</p> <p><b>【確実な利用の支援】</b> 例外のない保育の保障(権利)について、市町村がその責務(義務)を果たすことを法に明記することが必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p> <p>市町村の責任で保育の認定を行うとともに、優先すべき子どもと保護者の受け入れ先を具体化するために、行政が保護者と保育所の調整等を担う仕組みが必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p> <p>市町村等は、保護者(親)の情報不足や保育制度等が理解されていない状況等に配慮して、適切な相談支援、情報提供を行うことが必要。市町村単位の子育て支援コーディネーター等を小学校区等の規模で配置し、妊娠期から相談できる体制と関係づくりを認可保育所等が担う仕組みが必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p> <p>保育等サービスの認定に基づき保育所等の適切な契約、受け入れがされたか、市町村は検証と指導を行うことが必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p> <p>保育所は家庭に代わる生活と学びの場であり、希望するすべての子どもが公平に入所できる仕組みが必要である。また、福祉施設として家庭や子どもの状況に左右されることなく入所できる仕組みとし、入所の選考は特に公平でなくてはならない。そのために市町村が関与した入所の仕組みが必要。【坂崎委員長(日本保育協会)】 作業G (平成22年4月7日)</p> <p><b>【情報開示、苦情申立】</b> 苦情解決や不服申し立てができる機関・窓口を市町村等に設置することが必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p> <p>保育の認定、入所決定に関しては、市町村が受付期間、受付場所、入所選考基準、結果発表などを明示し、透明性・公平性を確保することが必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p> <p>市町村の役割である情報提供として、指定であれ認可保育所であれ、情報開示の義務化が必要。【小川会長(全国保育協議会)】 作業G (平成22年3月29日)</p>
-------------	---